

敦賀市文化財保存活用地域計画 概要版

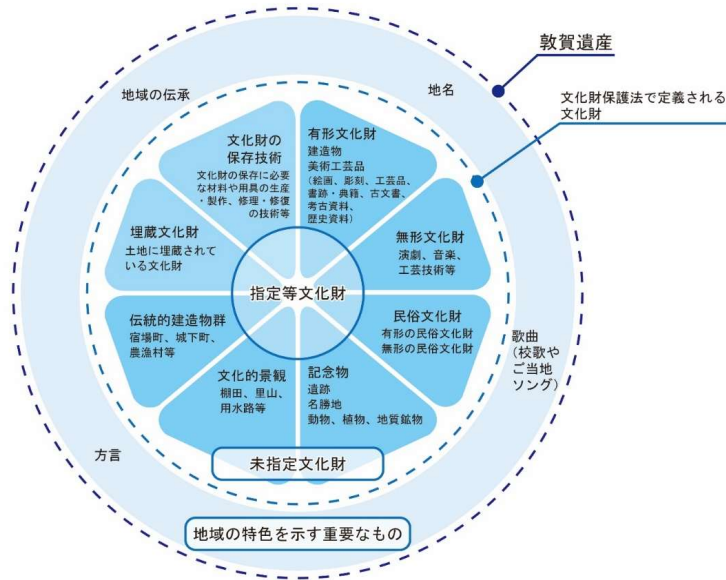
○文化財保存活用地域計画とは 本文1～12ページ

1:計画の目的

文化財保存活用地域計画とは、文化財保護法に基づいて作成される敦賀市の文化財保存活用に関する目標と基本方針、計画期間に実施する具体的な措置をさだめたもので、文化財についての「マスタープラン」にあたるものです。

2:この計画で取り扱う「文化財」

文化財とは、一般的には法律や条例に基づいて国や県、市が指定・登録したものを指しますが、本計画では、指定・未指定を問わず市内に残る様々な文化財を総合的に取り扱います。また、既存の文化財の規定からはみ出してしまような地域の歴史的・文化的資源までを総合して「敦賀遺産」と定義し、将来にわたって保存・活用を図っていく対象とします。



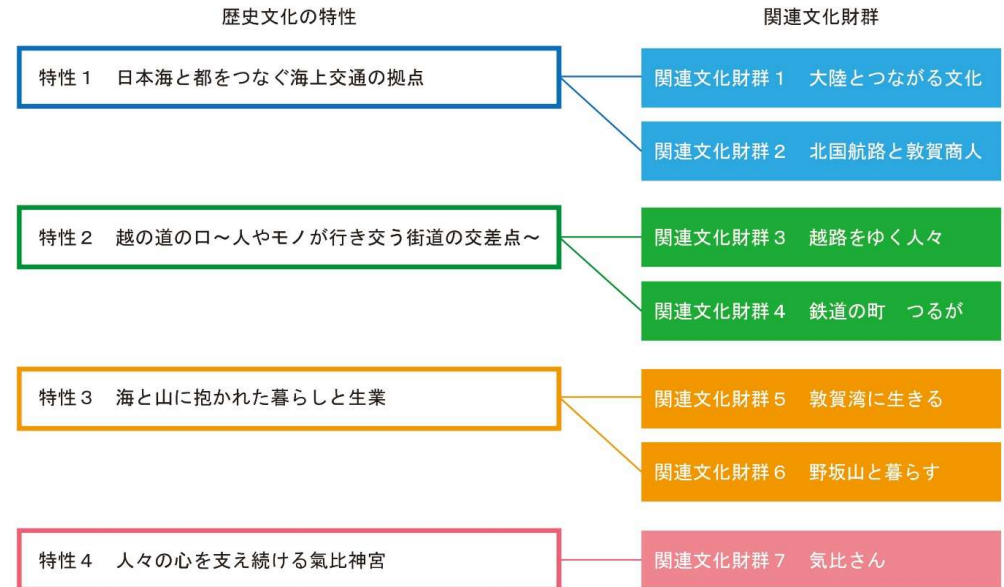
○「敦賀遺産」の概要 (令和8年3月現在) 本文34～56ページ

既存の指定・登録文化財、日本遺産、歴史の道、埋蔵文化財包蔵地の数は次のとおりです。また、本計画策定にあたって実施した把握調査で2,708件の未指定の敦賀遺産を把握しています。

指定・登録文化財 218件	日本遺産 2件	100年フード 1件	埋蔵文化財包蔵地 140件	未指定の敦賀遺産 2,708件
	歴史の道 1件			

○敦賀の歴史文化の特性と「関連文化財群」 本文57～59／77～105ページ

把握された敦賀遺産の内容から、本市の歴史文化の特性を4つにまとめました。また、多様な敦賀遺産を、共通の背景や文脈を持つストーリーでまとめることで、歴史文化の特性や価値を分かりやすく発信し、効果的に活用を図るため、7つの「関連文化財群」を設定しました。



○敦賀遺産の保存・活用に関する将来像 本文66ページ

未来へつなぐ・地域をつなぐ
もも づた
百伝うみなとまち 敦賀

「百伝う」という言葉は古事記にも登場し、「多くの地を伝い過ぎて行く」という意味で、敦賀の昔の名称である「角鹿」の枕詞です。この枕詞のとおり、本市には古代から海陸交通の要衝として多くのモノがもたらされ、多くの人々が国内外から訪れました。本市に所在する数多くの敦賀遺産は、「百伝う」地として育まれた歴史文化を形成する重要な要素であり、過去から現在まで受け継がれてきた地域の財産です。

この敦賀遺産を未来に確実に伝えていくために、また地域の活性化に活かしていくために、官民一体となって保存・活用を進めていきます。

